

ご 案 内

本件競売の事件番号は、令和7年(ケ)第50号です。

現況調査報告書および評価書の事件番号は、令和7年(ヌ)第12号と記載されていますので、事件番号にご注意ください。

※この物件に入札する場合、入札書及び封筒には、以下のとおり記載して下さい。

事件番号	令和7年(ケ)第50号
物件番号	1、2

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 12 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 3 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 3 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 4 月 7 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4,963,000 3,970,400	一括	992,600	34,314	9,282
1	1,602,000				
2	3,361,000				
					</



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 |
| | 地 番 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 5 5 9 9 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 4 1 平方メートル
2 階 2 8 . 3 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年12月15日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 |
| | 地 番 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 5 5 9 9 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 8 2 . 4 1 平方メートル
2階 2 8 . 3 3 平方メートル |



令和7年（ヌ）第12号
令和7年7月29日受理
令和7年9月9日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 |
| | 地 番 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 3 1 . 9 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山陽小野田市南竜王町 5 5 9 9 番地 1 0 |
| | 家屋 番号 | 5 5 9 9 番 1 0 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2 . 4 1 平方メートル
2 階 2 8 . 3 3 平方メートル |



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		山口県山陽小野田市南竜王町5番3号	
土地		物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 14条地図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者	1 本件建物には私が単身で居住しています。 以前は母が同居していましたが、現在、母は施設に入所中です。 2 本件建物には、雨漏りなどの不具合は特にはないと思います。 以前、1階の縁に染みができて雨漏りではないかと思い業者に調べてもらいましたが、雨漏りは確認できませんでした。 3 本件建物の設備等で、リースを受けている物件や、割賦販売で購入して残代金を完済していないものはありません。 (令和7年8月13日及び同月26日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり
(3枚目)

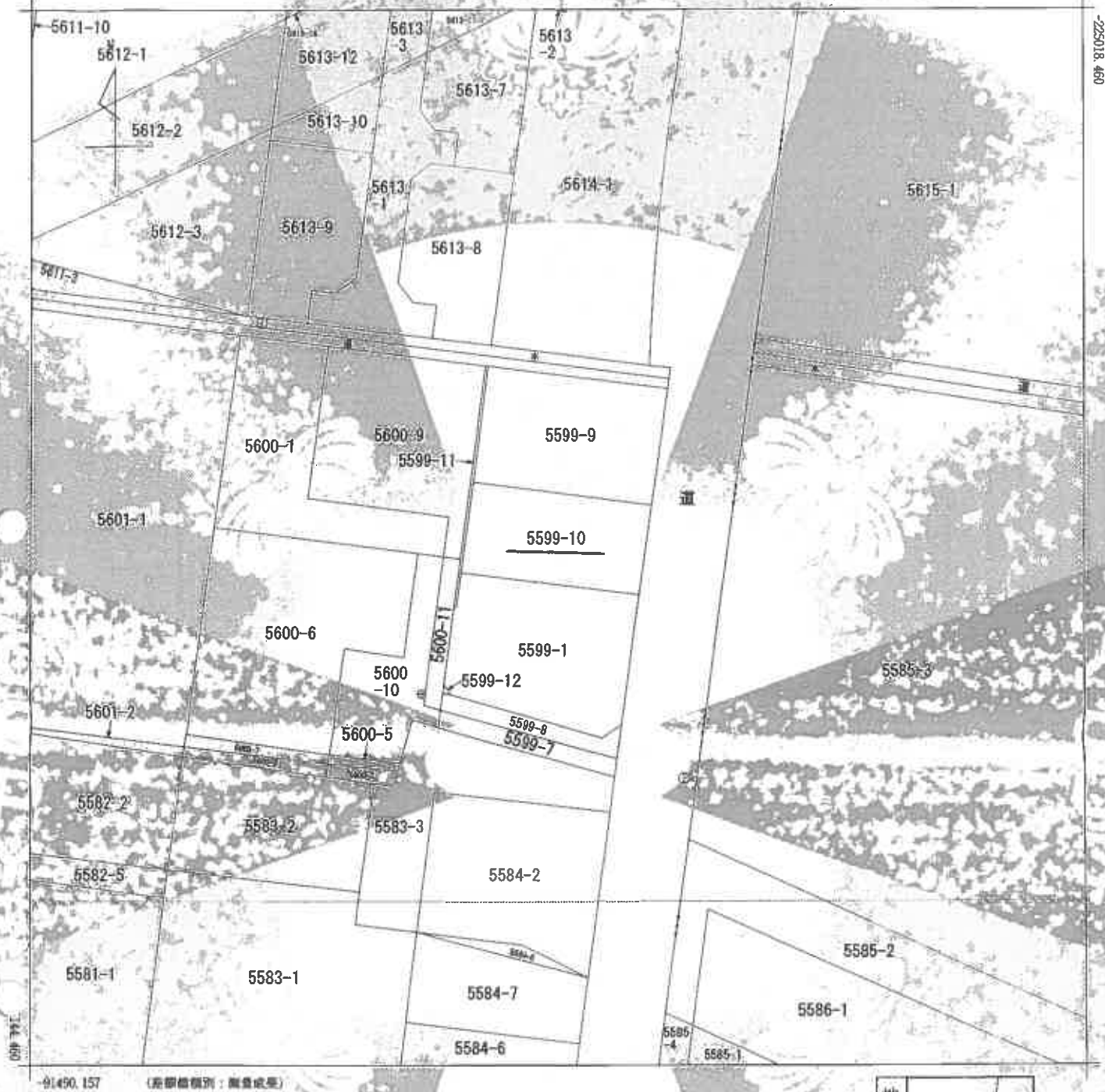
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者が居住して占有しているものと認められる。
- 3 本件土地の形状は、現地での概測の結果、概ね 1 4 条地図のとおりであると思われる。
- 4 本件建物に付合した差し掛けがある。
- 5 本件土地に付合したカーポートがある。
- 6 上記意見は、関係人の陳述等の現況調査で得られた情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、**■**の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月30日(水)	執行官室	山陽小野田市に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送
7年7月30日(水) 12:40～13:00	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付申請・受領
7年8月13日(水) 12:20～13:25	物件所在地	物件確認、写真撮影、債務者から聞き取り(口頭)
7年8月26日(火) 9:50～10:30	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影、債務者から聞き取り(口頭)
年 月 日() : ~ :		
年 月 日() : ~ :		
年 月 日() : ~ :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり
(5枚目)



-91450.157

(座標値類別：測量成果)

地番区城見出	南竜王町	第3丁目
--------	------	------

請求部	所 在	山陽小野田市南竜王町				地 番	5599番10			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地籍法第14条第4項		種類	地籍図
作 成 年 月 日	平成19年2月			備考 年月日 (原図)	平成26年10月22日			補 記 事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方法務局宇部支局管轄)

令和7年7月30日

山口地方法務局宇部支局

登記簿

請求番号：20-1

(1/1)

縮小 (A3→A4)

(6枚目)

公用

これは断面と距離とされている内容を説明した断面である
(山口地方建設局支那支局資料)
昭和7年7月30日 山口地方建設局支那支局

令和7年7月30日

山口県大分県宮崎県

(7 续)

各階平面図



金額	0.96 X 4.50	=	4.3200
	3.62 X 4.33	=	54.7406
	0.96 X 13.02	=	12.4992
	0.96 X 6.33	=	6.0768
	1.08 X 4.42	=	4.7736
合計			82.4102
所償額			82.4102

●



交 換 費	
1. 訂 入 75.65	= 14.6115
2. 57 X 2.87	= 8.2359
1. 21 X 2.87	= 5.4817
合 計	28.3301
原面積	28.33 m ²

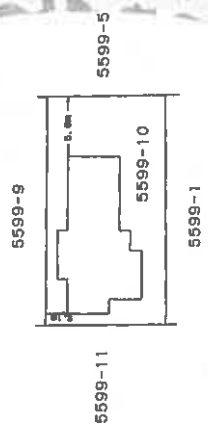
建筑物面
(各层平面图)

01番6655	台番留英
---------	------

産物の所在
十勝支庁大空小野田字古開作四ノ割 5599 番地 10

南苑王町

11月13日 星期三



土地環境
調査士
作製者

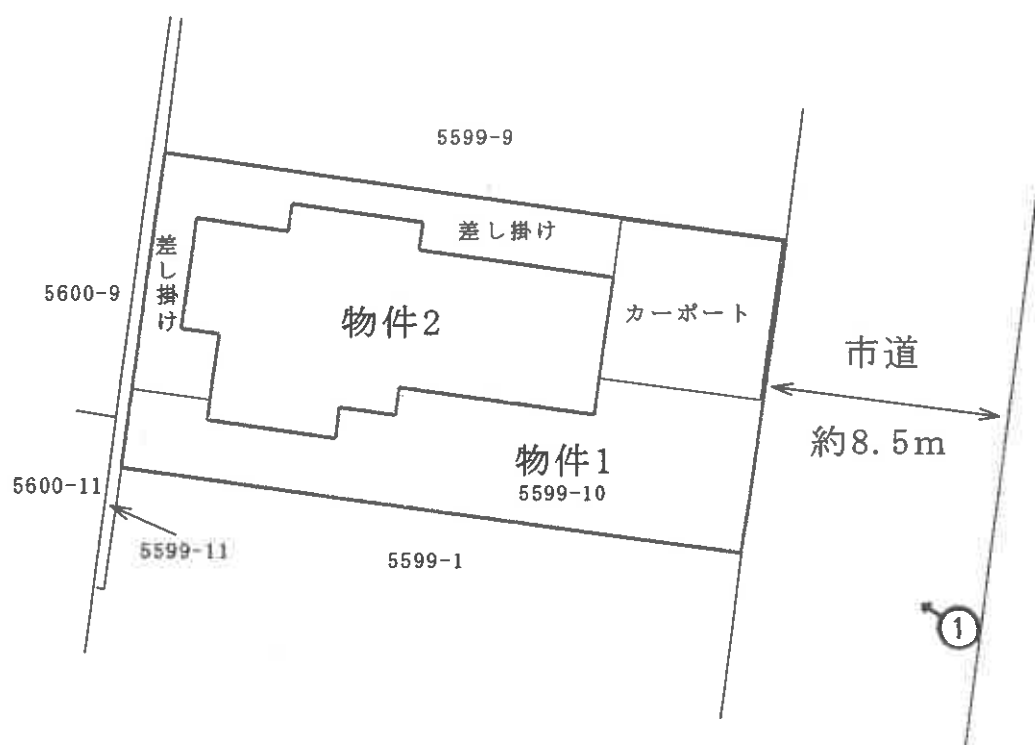
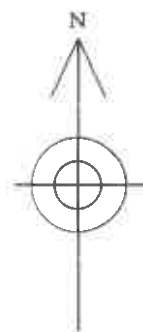
1250

文選

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会報誌

0309588



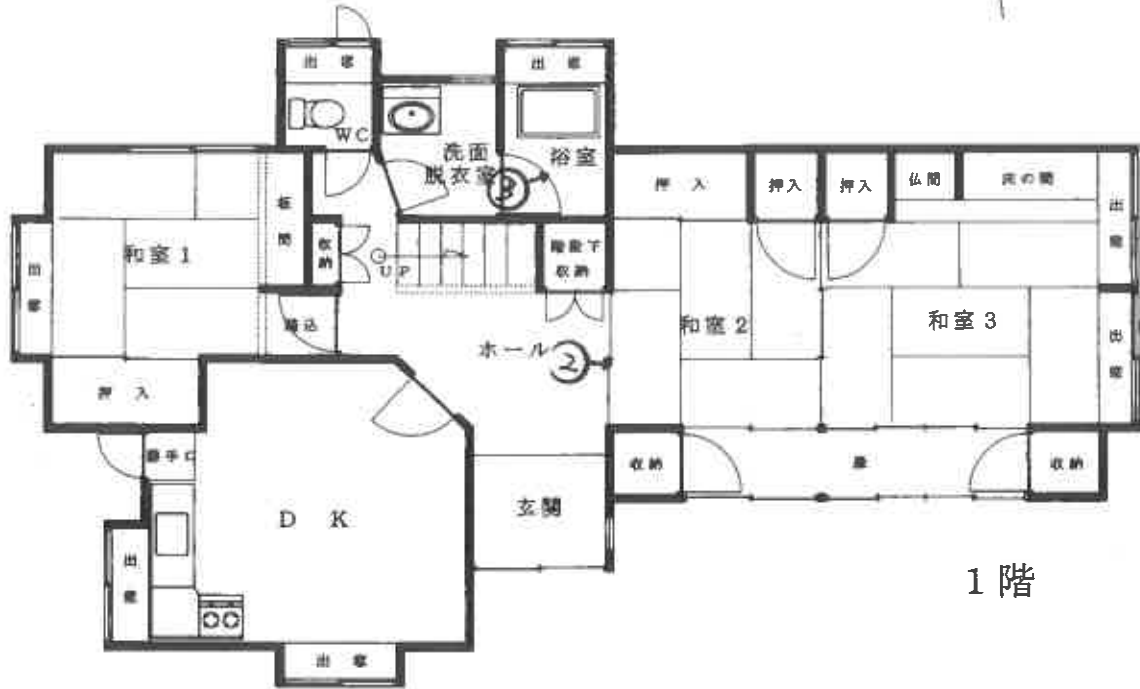
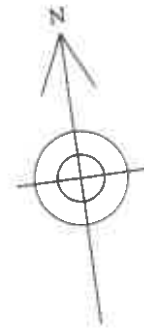
※ 評価人作成図面

↑
○ 写真撮影位置方向

土地建物位置関係図

(縮尺 約1/250)

(8 枚目)



1 階



2 階

※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

建 物 間 取 図
(縮 尺 約 1/100)



写真 1

本件建物の外観



写真 2

1 階
和室 2 及び和室
3
※和室 2 から和
室 3 方向を撮影



写真 3

1 階
浴室

令和7年(ヌ)第12号

令和7年8月27日

令和7年9月1日

現地調査

評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

高 崎 幸 恵

第1 評価額

一括価格	
金 4,963,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,602,000円
物件2(建物)	金 3,361,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	山陽小野田市南竜王町 5599番10 宅地 231.94㎡	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	山陽小野田市南竜王町5599番地10 5599番10 居宅 木造瓦葺2階建 1階 82.41㎡ 2階 28.33㎡ 計 110.74㎡	
番号	特 記 事 項		
1	確認資料： 法務局に備え付けの法第14条第1項地図 等。 照 合 結 果： 上記図面等を基に、道路、ブロック塀、概測等により範囲を確認した結果、現況と法務局備え付けの登記簿記載事項及び上記図面はほぼ一致した。		
2	立ち入り調査の上、法務局備え付けの登記簿記載事項、建物図面と照合した結果、現況とこれらは概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR小野田線「小野田港」駅の南東方約800m【道路距離】 山陽小野田市役所の南方約4.2km 【道路距離】
付 近 の 状 況	当該地域は山陽小野田市南東部の市街地に位置し、主として中規模一般戸建住宅、共同住宅が建ち並ぶ既成住宅地域である。地勢はほぼ平坦である。
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 非線引都市計画区域 用 途 地 域 第1種住居地域 建 ペ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 規 制 なし(但し、建築基準法22条地域としての規制あり) その他の規制 特になし
画 地 条 件	規模 間口 約 11 m 物件1 231.94 m ² 奥行 約 21 m 形状 長方形 接面状況 中間画地 地勢 ほぼ平坦
接 面 道 路 の 状 況	東側 約 8.5 m 舗装済 対面側に歩道あり 市道本町古開作線 建築基準法第42条第1項第1号道路 高低差:等高～約0.3m高位接面 ※ 西側の道路は他私人所有の敷地または私道である。
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物が存する。 隣地は店舗、共同住宅、住宅 等 発令外建物 なし
供 給 処 理 施 設	上水道 : あり ガス配管 : あり 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能または困難な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

特 記 事 項	カーポートがあり、駐車スペース約2台分あり。 付近に高圧線の鉄塔が存する。 高潮浸水想定区域： 山陽小野田市のハザードマップによると、高潮によって想定される浸水深5m～10m未満の区域に入っている。注意喚起を促すものであり、法令上の規制はない。 埋蔵文化財包蔵地： 山陽小野田市教育委員会社会教育課へ照会の結果、周知の埋蔵文化財包蔵地の有無は「ない」とのことである。 土壌汚染について： 現地調査、資料調査等の範囲内では土壌汚染をうかがわせる事象は特に認められなかった。汚染の実態については専門家による調査が必要であり、ここで土壌汚染の存在を完全否定するものではないが、土壌汚染については評価上考慮外とする。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	物件2 主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記簿記載）： 昭和62年11月12日 新築 経過年数： 約 38 年 経済的残存耐用年数： なし
仕 様	構 造： 木造
	屋 根： 瓦葺
	外 壁： リシン吹付 等
	内 壁： 砂塗壁、クロス 等
	天 井： 竿縁天井、敷目天井、クロス 等
	床： 畳、木質系床材 等
	設 備： 電気、給排水、都市ガス、キッチン、浴室、水洗トイレ 等
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 居宅 間取り： 別添建物間取図参照(5DK)
品 等	中品等
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	建物所有者が居住して占有している。 （詳細は現況調査報告書の記載のとおり。）
特 記 事 項	簡易な内部調査において、重大な損傷箇所は特に認められなかったが、床の沈み等、経年使用等による劣化、傷み等が認められる。 建物の北側及び西側に簡易な差し掛けが存する。 目視上、露出する吹付けアスベストの使用は認められなかった。アスベスト材使用の詳細は不明であるため、アスベストについては評価上考慮外とする。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。
 なお、土地上に存する外構工事、工作物等については土地に含めて評価した。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	20,900	102/100	231.94	90/100	4,450,000

(百円単位を四捨五入)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示価格 山陽小野田-1

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 23,300\text{円/㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/103 & \times & 100/108 & = & 20,900\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正: 方位による補正

◇地域格差: 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差: 下記のとおり

個別的要因	個別的要因(細項目)	増減価率		
画地条件	方位	3	103/100	102/100
	奥行長大	-1	99/100	
個別格差(相乗積)				102/100

ウ 地積: 登記数量を採用した。

エ 建付減価: 建物等と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、差し掛けについては建物に含めて評価した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	230,000	110.74	0.15	3,821,000

(百円単位を四捨五入)

イ 現況延床面積： 登記数量による。

ウ 現価率： 経済的耐用年数を超過していること等を考慮し、建物維持管理の経緯、内部立ち入り調査の上の観察等に基づいて、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,450,000	0.40	法定地上権	1,780,000

(百円単位を四捨五入)

イ 土地利用権等割合： 物件2建物の土地利用権が土地の全体に及ぶものと判断し、上記のとおり判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4,450,000	- 1,780,000		1.00	0.60	1,602,000
2	3,821,000	+ 1,780,000	1.00	1.00	0.60	3,361,000
一括価格(合計)						4,963,000

(百円単位を四捨五入)

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 受命物件の個別性、地域的特性等を考慮して査定した。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 【 山陽小野田-1 】

所 在: 山陽小野田市須恵2丁目5715番14、「須恵2-13-3」
価 格: 23,300 円／㎡
位 置: JR小野田線「小野田港」駅の南東方、道路距離約500mに位置する。
価格時点: 令和7年1月1日
地 積: 231 ㎡
供給処理施設: 水道、ガス、下水道
接面道路: 東5m道路に接面
用途指定等: 非線引都市計画区域、第1種中高層住居専用地域（60%、200%）
地域の概要: 中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

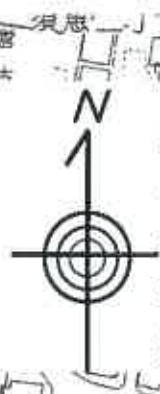
物件1 3,393,282 円
物件2 1,807,648 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図(縮尺 1/2,500)
- 2 法第14条第1項地図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上



地価公示 山陽小野田-1

北竜王町

工儿小野田店

栄進運輸

市営古舞作団地

須恵三丁目

県営古舞作団地

受命物件

市営古舞作団地

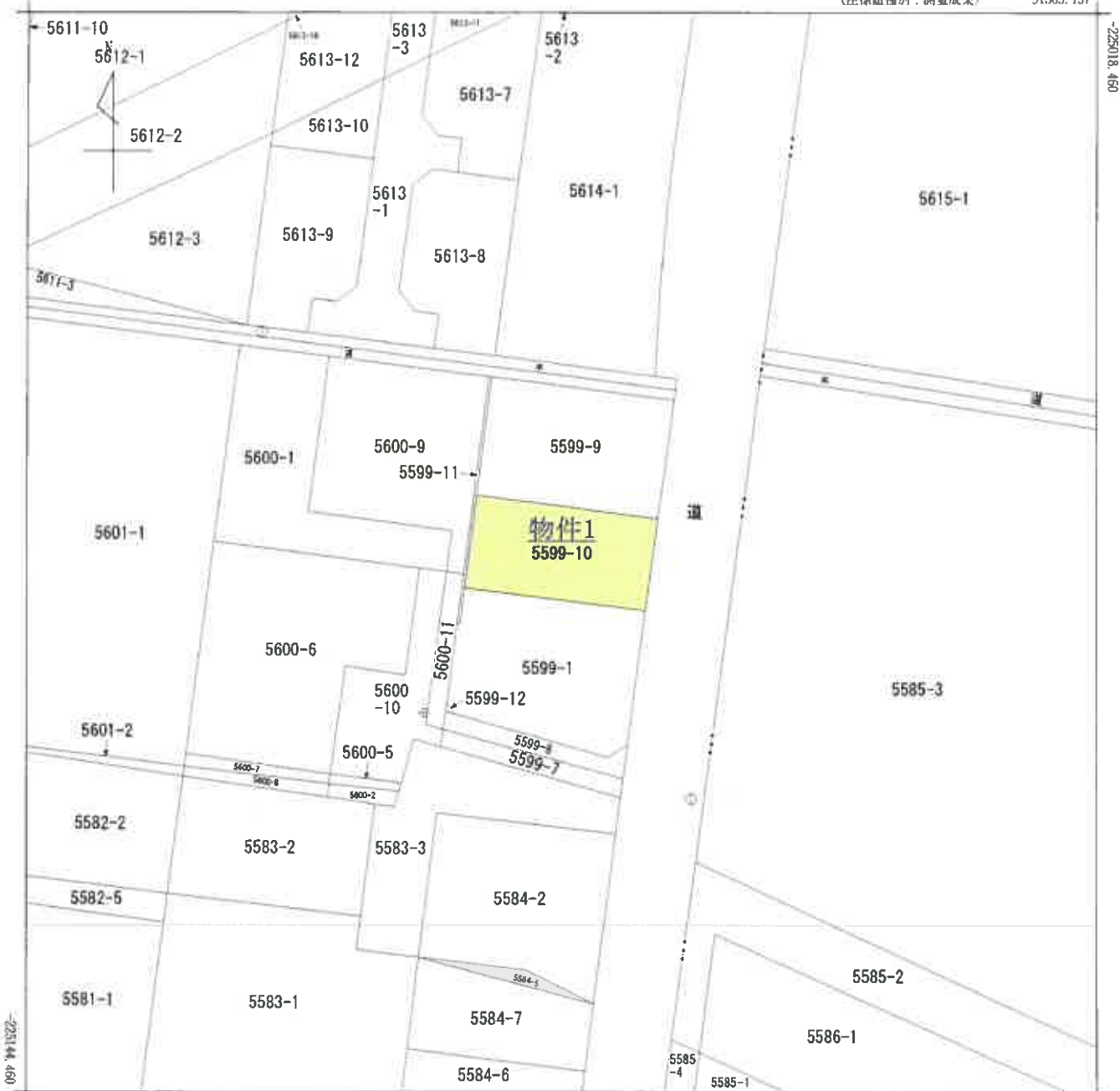
須恵三丁目

えびす児童公園

位置図 (山陽小野田市「都市計画図」)

(縮尺 1/2,500)

※受命物件の表示は概ねの位置及び範囲を図示したものであり、実際の規模・形状とは異なる場合がある。



-91490.157

(座標値種別：測量成果)

地番区域見出
南竜王町
3丁目

請求部	所在	山陽小野田市南竜王町				地番	5599番10			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成19年2月				備付年月日(原図)	平成20年10月22日		補記事項		

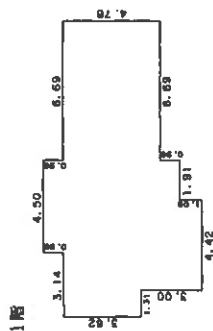
建筑物面
(各階平面図)

吹 雅 麗 家 5599番10

建物の所在 小野田南大字小野田亭古開作西ノ町 5599番地10

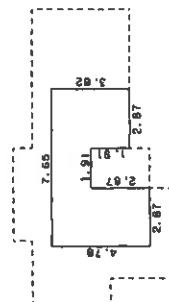
小野田南末字小野田字古開作西ノ町 5599番地10

山陽小野田市 南竜王町

$$11/13 \text{ 日 完成}$$


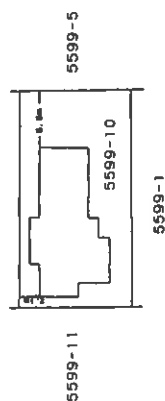
发 稿 表			
0.96 X	4.50	=	4.3200
3.62 X	14.33	=	54.7406
0.96 X	13.02	=	12.4992
0.96 X	6.33	=	6.0768
1.08 X	4.42	=	4.7736
合 計			82.4102
原面積			82.41 m²

附 2



交 積 表
1.91 X 7.65 = 14.6115
2.87 X 2.87 = 8.2369
1.91 X 2.87 = 5.4817
合 計
28.3301
序面積
28.33 m ²

5599-9



作者

縮尺 $\frac{1}{250}$

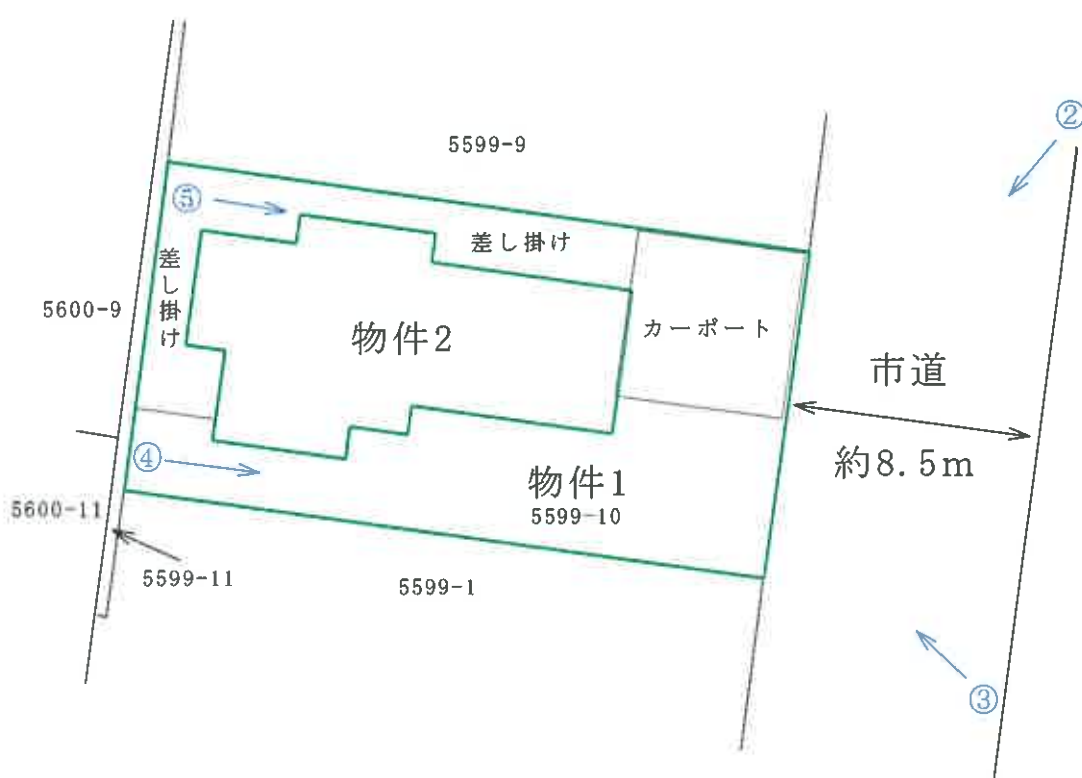
人請申

縮尺 $\frac{1}{500}$

山口県土地家屋調査士会紙

0309588

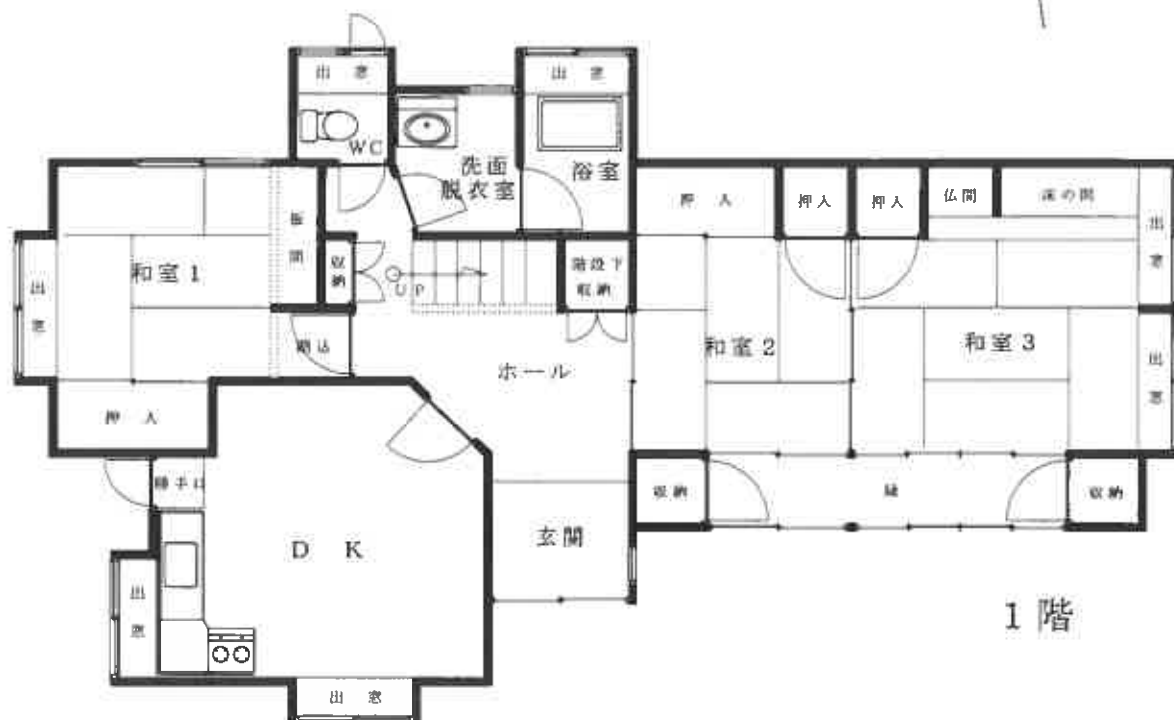
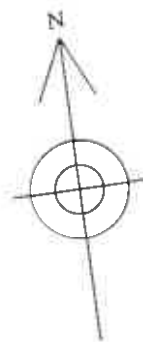
※原図A3をA4に縮小



土地建物位置関係図

(縮尺 約1/250)

○→は写真撮影方向を示す。



1 階



2 階

建 物 間 取 図
(縮 尺 約 1/100)



① 遠 景



② 近 景



③ 近 景

現 況 写 真



④ 敷地内 南部



⑤ 敷地内 北部



現 況 写 真